

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和 5 年 9 月

糸 魚 川 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進の基本的な方向	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第2の2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基 本的指標	9
第3	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	9
1	農業を担う者の確保及び育成	9
2	糸魚川市が主体的に行う取組	10
3	関係機関との連携	10
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための 情報収集・相互提供	10
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等 に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	11
1	農用地の利用状況及び営農活動の実態	11
2	農地利用集積等将来の農用地利用のビジョン	11
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1	地域計画推進に関する事項	12
2	利用権設定等促進事業に関する事項	12
3	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	19
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	19
5	農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受け て行う農作業の実施の促進に関する事項	23
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23
7	新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	24
第6	その他	25
	別記1（第5の2の(1)⑥関係）	26
	別記2（第5の2の(2)関係）	27

第1 農業経営基盤の強化の促進の基本的な方向

(農業の現状)

1 糸魚川市は、新潟県の最西端に位置し、南は長野県、西は富山県と接している。

市域には、中部山岳国立公園と妙高戸隠連山国立公園、親不知子不知、久比岐、白馬山麓の3つの県立自然公園を有し、海岸、山岳、渓谷、温泉など変化に富んだ豊かな自然に恵まれ、日本で初めてジオパーク認定を受けた糸魚川ジオパークは、日本列島を縦断するフォッサマグナを中心とした、世界的な学術資源となっている。

また、海岸から北アルプスに連なる傾斜地形と、青海川・田海川・姫川・海川・早川・木浦川・能生川・筒石川の8水系によって形成される狭隘な平坦地において、稲作を中心に農業が営まれており、農地のほとんどが中山間地域で耕作条件が悪い上に1戸当たりの平均耕作面積が0.8ha（2020農林業センサス）と小さい。

近年では、農業従事者の高齢化や人口の減少による担い手不足、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害の増加から耕作放棄地が増加している。

(農業の基本目標)

2 糸魚川市は、このような現状の下に、恵まれた自然条件を十分に生かし、農地を有効的に活用し、持続可能な営農体制の構築を目指す。

具体的な経営の指標は、県の基本方針に沿って市内の優良な経営の事例を踏まえ、個別経営体の経営主など主たる農業従事者1人当たりの年間所得を400万円程度とし、主たる農業従事者1人当たりの年間労働時間を2,000時間程度とする。

(農業の方策)

3 糸魚川市は、地域や集落での理解と協力を得ながら、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者の農業経営の発展及び持続的な地域農業を構築するため将来の農地利用を明確にする地域計画（以下「地域計画」という。）及び集落戦略等、話し合いによる地域合意に基づいた営農体制を支援する。

(1) 糸魚川市、ひすい農業協同組合（以下「JAひすい」という。）、糸魚川市農業委員会（以下「市農業委員会」という。）等関係機関が連携し、地域計画及び集落戦略の取組、農地中間管理事業等の促進を図る。

(2) 農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、土地利用調整を全市的に展開して

集団化・連担化した条件のもとで、農用地の集積を進められるように努める。

また、農地中間管理機構を利用した農地集積・集約については、市農業委員会と連携を図り実施する。

- (3) 農地の貸借による経営面積の拡大と併せて、農作業受託による作業面積の拡大を図り農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、JAひすい、新潟県糸魚川農業普及指導センター（以下「普及指導センター」という。）の指導の下に、既存園芸産地の作型、品種の変更による高収益化や新規作目の導入、スマート農業の導入についても併せて推進する。

- (4) 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであり農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っている。そのため、オペレーターの育成や作業受委託を促進することにより、地域の実態に応じた生産組織を育成するとともに、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

- (5) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、市農業委員会の支援による農用地利用を法第12条第1項の農業経営改善計画の認定農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）への集積を推進し、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう、関係機関の協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- (6) 畜産経営においては、厳しい経営環境の中、飼養技術のさらなる向上による経営改善や畜舎の環境保全を推進するとともに、畜産から排出される糞を堆肥化するなど高付加価値化の取組を耕畜連携により展開する。

- 4 糸魚川市は、農業を巡る諸情勢の変化に的確に対応するため、地域や集落の理解と協力のもとに認定農業者等経営体を確保・育成し、それらへの農地利用集積を一層加速するとともに、それぞれの地域の実態に十分配慮して、複合経営の促進、観光農業の促進をふまえ、経営体に加え集落営農組織などの多様な担い手を中心とした効率的な営農体制の確立を進めていく。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用の増進を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者への利用集積を図るなど、積極的に

遊休農地の発生防止及び解消に努める。

5 糸魚川市は、市農業委員会、JAひすい、新潟県農業共済組合、新潟県酪農農業協同組合等で構成する糸魚川市農林水産業振興協議会、普及指導センターの協力を得て、認定農業者及び認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者や生産組織等を対象に、経営診断の実施や先進的技術の導入等を含む生産方式や経営改善方策の提示等の重点的指導を実施する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

糸魚川市は新たに農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

「新潟県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標の280人を踏まえ、糸魚川市においては年間4人の当該青年等の確保を目標とする。

また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で6法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間）を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた糸魚川市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については市農業委員会や糸魚川市による制度紹介、技術・経営面については、普及指導センターやJAひすい等が指導を行うなど、育成の取組みを展開する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に糸魚川市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、糸魚川市における主要な営農の類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 目標所得額 【主たる農業従事者1人あたり400万円】

◆ 個別経営体

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
1 水稻単一 [従事者 2.0人]	< 作付面積等 > 主食用米 10.9ha 非主食用米 4.6ha 計 15.5ha < 経営面積 > 水田(自) 2.0ha 水田(借) 13.5ha 計 15.5ha	< 資本装備等 > トラクター 45ps 1台 田植機 8条植 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 35石 2台 色彩選別機 200kg 1台 精米機 200kg 1台 トラック 1 t 1台 フォークリフト 1.5 t 1台 作業場兼格納庫 40坪 1棟 ハイハウス 106坪	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
2 水稻＋ 作業受託 [従事者 2.0人]	< 作付面積等 > 主食用米 10.2ha 非主食用米 4.3ha 作業受託 2ha < 経営面積 > 水田(自) 2.0ha 水田(借) 12.5ha 計 14.5ha	< 資本装備等 > トラクター 45ps 1台 田植機 8条植 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 35石 2台 トラック 1 t 1台 色彩選別機 200kg 1台 精米機 200kg 1台 フォークリフト 1.5 t 1台 作業場兼格納庫 40坪 1棟 ハイハウス 99坪	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
3 水稻＋ 施設野菜 I型 [従事者 2.0人]	< 作付面積等 > 主食用米 9.5ha 非主食用米 4.1ha トマト 10a きゅうり 10a 計 13.8ha < 経営面積 > 水田(自) 2.0ha 水田(借) 11.6ha 計 13.6ha	< 資本装備等 > トラクター 45ps 1台 田植機 8条植 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 35石 2台 色彩選別機 200kg 1台 精米機 200kg 1台 フォークリフト 1.5 t 1台 作業場兼格納庫 40坪 1棟 ハイハウス 93坪	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
4 水稻＋ 施設野菜 Ⅱ型 [従事者 2.0人]	< 作付面積等 > 主食用米 10.2ha 非主食用米 4.4ha 丸なす 10a メロン 5a 計 14.75ha < 経営面積 > 水田(自) 2.0ha 水田(借) 12.7ha 計 14.7ha	< 資本装備等 > トラクター 45ps 1台 田植機 8条植 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 35石 2台 色彩選別機 200kg 1台 精米機 200kg 1台 フォークリフト 1.5t 1台 作業場兼格納庫 40坪 1棟 パイハウス 100坪	複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る青色申告 の実施	家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休日 制導入 農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保
5 水稻＋ 施設野菜 Ⅲ型 [従事者 2.0人]	< 作付面積等 > 主食用米 9.8ha 非主食用米 4.2ha 越後姫 10a 計 14.1ha < 経営面積 > 水田(自) 2.0ha 水田(借) 12.1ha 計 14.1ha	< 資本装備等 > トラクター 45ps 1台 田植機 8条植 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 35石 2台 色彩選別機 200kg 1台 精米機 200kg 1台 トラック 1t 1台 フォークリフト 1.5t 1台 暖房機 3.8万kcal 5台 冷蔵庫 2坪 1台 作業場兼格納庫 40坪 1棟 パイハウス 96坪 いちご育苗ハウス 60坪 2棟 高設パイハウス(リース)	複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る青色申告 の実施	家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休日 制導入 農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保
6 水稻＋ 露地野菜 Ⅰ型 [従事者 2.0人]	< 作付面積等 > 主食用米 9.9ha 非主食用米 4.1ha アスパラガス 20a 計 14.2ha < 経営面積 > 水田(自) 2.0ha 水田(借) 12.2ha 計 14.2ha	< 資本装備等 > トラクター 45ps 1台 田植機 8条植 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 35石 2台 色彩選別機 200kg 1台 精米機 200kg 1台 トラック 1t 1台 フォークリフト 1.5t 1台 小型選別機 20a 1台 作業場兼格納庫 40坪 1棟 パイハウス 96坪	複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る青色申告 の実施	家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休日 制導入 農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
7 水稻＋ 露地野菜 II型 [従事者 2.0人]	< 作付面積等 > 主食用米 10.4ha 非主食用米 4.2ha えだまめ 30a ブロッコリー 10a 計 15.0ha < 経営面積 > 水田(自) 2.0ha 水田(借) 12.9ha 計 14.9ha	< 資本装備等 > トラクター 45ps 1台 田植機 8条植 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 35石 2台 色彩選別機 200kg 1台 精米機 200kg 1台 トラック 1 t 1台 フォークリフト 1.5 t 1台 作業場兼格納庫 40坪 1棟 パイプハウス 100坪	複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る青色申告 の実施	家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休日 制導入 農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保
8 水稻＋ 農産加工 [従事者 2.0人]	< 作付面積等 > 主食用米 7.0ha 非主食用米 3.0ha 計 10ha もち加工 7.2t < 経営面積 > 水田(自) 2.0ha 水田(借) 8.0ha 計 10.0ha	< 資本装備等 > トラクター 45ps 1台 田植機 8条植 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 45石 1台 色彩選別機 200kg 1台 精米機 200kg 1台 フォークリフト 1.5 t 1台 圧力釜 3 升用 2台 自動餅つき機 3 升用 1台 のし餅成型機 1台 角切りカッター 1台 真空包装機 1台 冷蔵庫 1台 作業場兼格納庫 40坪 1棟 パイプハウス 68坪	複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る青色申告 の実施	家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休 日制導入 農繁期にお ける臨時雇用 従事者の確保
9 肉用牛＋ 水稻 [従事者 2.0人]	< 作付面積等 > 肉用牛 80頭 主食用米 5.6ha 非主食用米 2.4ha 計 8ha < 経営面積 > 水田(自) 2.0ha 水田(借) 6.0ha 計 8.0ha	< 資本装備等 > トラクター 30ps 1台 田植機 6条植 1台 コンバイン 3条刈 1台 乾燥機 40石 1台 軽トラック 1台 色彩選別機 200kg 1台 精米機 200kg 1台 ダンプカー 2 t 1台 フォークリフト 1.5 t 1台 作業場兼格納庫 40坪 1棟 パイプハウス 55坪 牛舎 200坪 1棟 堆肥舎 47坪 1棟	複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る青色申告 の実施	家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休日 制導入 農繁期にお ける臨時雇用 従事者の確保

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
10 酪農単一 [従事者 2.0人]	< 作付面積等 > 酪農 45頭	< 資本装備等 > 成牛舎 1棟 育成牛舎 28坪1棟 尿溜 1棟 堆肥舎 76坪1棟 格納庫 26坪1棟 パーンクリーナー 1台 ミルカ 1台 バルククーラー 1台 自動給餌機 1台 トラクター 54ps 1台 ショベルローダー 200kg 1台 ダンプ 2t 1台 細霧システム 12台	複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る青色申告 の実施	家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休日 制導入 農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保

2 目標所得額 【主たる農業従事者1人あたり400万円】

◆ 組織経営体

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
11 水稲単一 [主たる従 事者の給 与報酬目 標 400万円] [従事者 5.0人]	<作付面積等> 主食用米 27.3ha 非主食用米11.7ha 計 39.0ha <経営面積> 水田(借) 37.0ha 計 37.0ha	<資本装備等> トラクター 45ps 2台 田植機 8条植 2台 コンバイン 4条刈 1台 コンバイン 5条刈 1台 乾燥機 45石 4台 トラック 1 t 1台 色彩選別機 200kg 1台 精米機 200kg 1台 フォークリフト 1.5 t 1台 作業場兼格納庫 70坪 1棟 パイプハウス 266坪	法人及び法人 に準じた経理で 財務及び労務管 理を明確にする	各種社会保障 制度の活用
12 水稲+ 農産加工 [主たる従 事者の給 与報酬目 標 400万円] [従事者 5.0人]	<作付面積等> 主食用米 14.0ha 非主食用米6.0ha 計 20.0ha もち加工 15t <経営面積> 水田(借) 18.0ha 計 18.0ha	<資本装備等> トラクター 30ps 2台 田植機 6条植 2台 コンバイン 4条刈 2台 乾燥機 45石 2台 軽トラック 2台 色彩選別機 200kg 1台 精米機 200kg 1台 圧力釜 3升用 3台 自動餅つき機 3升用 2台 のし餅成型機 2台 角切りカッター 2台 真空包装機 2台 フォークリフト 1.5 t 1台 作業場兼格納庫 70坪 1棟 パイプハウス 136坪	法人及び法人 に準じた経理で 財務及び労務管 理を明確にする	各種社会保障 制度の活用
13 水稲+ 露地野菜 [主たる従 事者の給 与報酬目 標 400万円] [従事者 5.0人]	<作付面積等> 主食用米 25.2ha 非主食用米5.8ha えだまめ 5.0ha ブロッコリー1.5ha 計 37.5ha <経営面積> 水田(借) 34.0ha 計 34.0ha	<資本装備等> トラクター 45ps 2台 田植機 8条植 2台 コンバイン 5条刈 2台 乾燥機 50石 3台 トラック 1 t 1台 色彩選別機 200kg 1台 精米機 200kg 1台 フォークリフト 1.5 t 1台 えだまめ収穫機 1台 作業場兼格納庫 70坪 1棟 パイプハウス 211坪	法人及び法人 に準じた経理で 財務及び労務管 理を明確にする	各種社会保障 制度の活用

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の 基本的指標

- 1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始後5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- 2 ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成

糸魚川市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように新潟県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）、普及指導センター、JAひすい等と連携し、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械等の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定、フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、糸魚川市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう農業従事の態様等の改

善に取り組むこととし、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

2 糸魚川市が主体的に行う取組

(1) 糸魚川市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応し、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域で孤立することがないように、必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

(2) 糸魚川市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や新潟県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携

糸魚川市は「2 糸魚川市が主体的に行う取組」について、全体的な進捗等の管理を行う。

また、この取組の実施にあたり、新潟県、市農業委員会、JAひすい等の関係機関と連携する体制を整備する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

糸魚川市は、JAひすい等と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、新潟県及び支援センターに情報提供する。

農業を担う者の確保のため、JAひすい等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者

がない場合は、新潟県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態

糸魚川市は、耕地面積の9割が水田に利用されており、水稻主体の土地利用型の農業地域である。

しかし、特に山間部では、狭小、急峻、日当たりが悪いなど、条件の悪い農地が多く、また、農業者の高齢化等により担い手が不足し、耕作放棄地も増加傾向にある。

そのような中、地域の担い手が中心となり、農業経営基盤整備事業によるほ場整備に取り組むことで、区画の拡大、担い手への農地集積・集約化による作業性の向上、園芸作物との複合経営への転換が図られている。

2 農地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用集積等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地利用集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等

目標年次(令和5年度)までに効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積を9割(1,689ha)程度まで進めることを目標とする。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
90% (1,689ha)	

○農用地の面的集積に向けた目標

効率的かつ安定的な農業を営む経営体に対する農地集積における面的集積の割合を高める。

○効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標	備考	
	個別経営体	組織経営体
30	24	6

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

糸魚川市は、市農業委員会、農地中間管理機構、JAひすい、土地改良区等の関係機関・団体と連携し、地域計画の取組を通じ、地域の合意形成を図りながら分散錯圃の状況を解消し、面としてまとまった形での農用地の集約化を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

糸魚川市は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」に定められた方向に即しつつ、高品質・良食味米の安定生産や複合経営を中心とした多様な農業生産の展開、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 地域計画推進に関する事項

協議の場は、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて設置する。開催にあたっては、農業関係の集まりや市ホームページ等で周知する。

参加者については、農業者・農業委員・農地利用最適化推進委員、JAひすい、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を糸魚川市農林水産課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。また、糸魚川市は、地域計画の策定に当たり、新潟県・市農業委員会・農地中間管理機構・JAひすい・土地改良区、その他関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用する

ための利用権の設定等を受ける場合、次に掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効果的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記に掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化斡旋譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として 利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務実施する独立行政法人農

業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第18条第2項第6号に規定するものである場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者と適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げるを除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別記1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下

同じ。)の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別記2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 糸魚川市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 糸魚川市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 糸魚川市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 糸魚川市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者及び認定新規就農者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者及び認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、糸魚川市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 糸魚川市土地改良区は、地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団

化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 糸魚川市は、(5)の①の規定による市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 糸魚川市は、(5)の②、③の規定による土地改良区、農用地利用改善団体、JAひすいからの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、糸魚川市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 糸魚川市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の備えるべき要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が旧法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が旧法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を糸魚川市長に報告する旨
 - ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）
 - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は、栽培面積、生産数量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が旧法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項
 - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

- イ 原状回復の費用の負担者
- ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
- エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

糸魚川市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地についての2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

糸魚川市は、市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を当市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

糸魚川市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

糸魚川市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 糸魚川市は、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた旧法第18条第2項第6号に

規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作または養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 糸魚川市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた旧法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ 糸魚川市は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち旧法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を糸魚川市で公告する。

④ なお、公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあつせん等又は必要に応じ農地中間管理事業の活用を図る。

3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

糸魚川市、市農業委員会は、農地中間管理事業を行う公益社団法人新潟県農林公社と連携し農地中間管理機構の特例事業の促進に対し協力する。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

糸魚川市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を糸魚川市に提出して、農用地利用規程について糸魚川市の認定を受けることができる。

② 糸魚川市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

- イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 糸魚川市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を当市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
 - ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - ③ 糸魚川市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、認定するものとする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にできると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の奨励等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業等の指導、援助

① 糸魚川市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 糸魚川市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、市農業委員会、普及指導センター、JAひすい、農地中間管理機構等に指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

糸魚川市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア J Aひすい、その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) J Aひすいによる農作業の受委託の斡旋等

J Aひすいは、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託の斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

糸魚川市は、1 から 5 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 中山間地域等直接支払制度を活用した集落営農組織の育成や認定農業者同士で組織する農業所有適格法人の育成、そして特定法人の活用など効率的かつ安定的な経営体を目指す。

イ 中山間地域総合整備事業、広域営農団地農道整備事業、里地棚田保全整備事業等を実施し、農用地の基盤整備と農村の環境整備を行う。

ウ 水田活用の直接支払交付金及び畑作物の直接支払交付金の活用により、飼料用米、そば等の作付けにより、経営の安定を目指す。

エ 地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化

の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

糸魚川市は、市農業委員会、普及指導センター、JAひすい、土地改良区、農地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 関係機関等の協力

市農業委員会、JAひすい、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、糸魚川市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、糸魚川市は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(1)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体と連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

支援センターや普及指導センター、JAひすい等と連携しながら就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報

(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の推進を通じ地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、糸魚川市認定農業者連絡協議会との交流の機会を設ける。また、農業協同組合が運営する直売施設への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

糸魚川市が主体となって新潟県農業大学校や普及指導センター、農業委員、指

導農業士、JAひすい等と連携・協力して研修会や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導や面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、糸魚川市認定農業者連絡協議会との交流の機会を設ける。

また、JAひすいが運営する直売施設への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力向上に向けた支援

他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供、糸魚川市なりわいネットワークへの加入誘導、JAひすいが運営する直売施設への出荷の促進により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域については、地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策事業や雇用就農資金、強い農業づくり総合支援交付金事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、支援センター、技術や経営ノウハウの習得については、新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、普及指導センター、JAひすい、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については、市農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月3日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和3年9月28日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。

別記1（第5の2の(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

- ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- 2 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

- ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

- ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

- ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別記2（第5の2の(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は原則10年以下（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基準とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込む。その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>2 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき糸魚川市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ	Ⅰの③に同じ	Ⅰの④に同じ

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額な対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込む。又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>